

## 「津波災害警戒区域」の指定について

平成 31 年 1 月  
広島 県

広島県では、平成 23 年の東日本大震災を踏まえ制定された「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」に基づき、平成 25 年から津波浸水想定を公表しております。

今後、津波浸水想定により浸水が想定される範囲において、市町の警戒避難体制の整備を促進するため、「**津波災害警戒区域**」の指定を行います。

### 津波災害警戒区域とは？

・最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や法第 53 条第 2 項に規定する基準水位により住民等に「知らせ」、いざという時に津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるように、津波災害を防止するために**警戒避難体制を特に整備すべき区域**です。

※津波災害警戒区域に指定されても、**建築や開発行為が制限されることはありません。**

※建築や開発行為の制限を伴う津波災害特別警戒区域の指定は、当面行う予定はありません。

### 津波災害警戒区域が指定されると？

・**宅地や建物の売買及び賃借に際して、取引対象物件が津波災害警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方に説明しなければなりません。（宅建業法第 35 条で定める重要事項の説明）**

・津波災害警戒区域内にある地下街、社会福祉施設、学校、医療施設等で、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地が市町地域防災計画に記載されることとなります。

・市町地域防災計画に名称及び所在地が記載された施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町長に報告するとともに、公表しなければなりません。また、避難訓練を行うとともに、その結果を市町長に報告しなければなりません。

### 津波災害警戒区域の範囲

「大竹市、廿日市市、広島市、江田島市、府中町、坂町、海田町、呉市、東広島市、大崎上島町、竹原市、三原市、尾道市、福山市（県内 14 市町）」における津波浸水想定により浸水が想定される範囲  
(※津波浸水想定は県ポータルサイトで公表済)

### 津波災害警戒区域の指定スケジュール及び確認方法

#### ① 事前公表【平成 31 年 1 月 15 日～平成 31 年 3 月（告示日まで）】

- ・インターネット  
「広島県 HP」  
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/tsunamizizen.html>)

#### ② 指定・公表（平成 31 年 3 月を予定）

- ・インターネット  
「広島県 HP」  
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/tsunami.html>)

「高潮・津波災害ポータルひろしま」

(<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>)

・紙媒体

県庁や関係する県の建設事務所及び支所、関係市町において閲覧可能（予定）

・県報告示

※指定・公表前には、別途お知らせします。



広島県 HP



高潮・津波災害ポータルひろしま

### お問合せ先

広島県 土木建築局 港湾漁港整備課 海岸防災グループ (Tel.082-228-0976) [津波災害警戒区域に関すること]  
建築課 宅建業グループ (Tel.082-513-4185) [重要事項の説明に関すること]

# 津波災害警戒区域指定のイメージ

